

## 平成 22 年度第 3 回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

**1 日 時** : 平成 22 年 12 月 14 日 (火) 午前 10 時 00 分～同 12 時 00 分

**2 場 所** : 主婦会館プラザエフ 7 階 カトレア

### 3 出席者

委 員 : 平野委員長、小出委員、菅原委員、次郎丸委員、関澤委員、辻本委員、寺本委員、碓氷委員、下村委員、芳賀委員、岩佐委員、湯川委員、杉田委員、高橋委員、長澤委員、佐藤委員、有賀委員、和田委員、今井担当部長 (代)、梅原常務理事 (代)

オブザーバー : 国土交通省高木住宅局建築指導課課長補佐  
厚生労働省家田老健局高齢者支援課課長補佐

消 防 庁 : 株丹次長、濱田審議官、濱田予防課長、滝予防課長補佐、竹村国際規格対策官、守谷違反処理対策官、村瀬企画調整係長、千葉予防係長、東規格係長、井上事務官、西田事務官、大歳事務官、伊倉事務官、岡本事務官、吉川事務官、篠木事務官、鍋島事務官、田村室長

### 4 配布資料

検討会次第

<資料>

- 資料 3-1 平成 22 年度第 2 回予防行政のあり方に関する検討会議事要旨 (案)
- 資料 3-2 「今後の火災予防行政の基本的な方向について」(基本問題部会報告)の概要
- 資料 3-3 「今後の火災予防行政の基本的な方向について」(基本問題部会報告)
- 資料 3-4 今後の検討のための作業チームの設置 (案) について
- 資料 3-5 「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」関係資料

### 5 議事

#### (1) 前回の議事要旨の確認

資料 3-1 「平成 22 年度第 2 回予防行政のあり方に関する検討会議事要旨 (案)」に基づき、事務局から説明が行われた後、気付いた点については、12 月 15 日までに事務局あてに連絡することです承された。

#### (2) 今後の火災予防行政の基本的な方向について

資料 3-2 「今後の火災予防行政の基本的な方向について」(基本問題部会報告)の概要、資料 3-3 「今後の火災予防行政の基本的な方向について」(基本問題部会報告)、資料 3-4 今後の検討のための作業チームの設置 (案) について事務局から説明が行われた。

- 消防法令の履行方策については、例えば消防用設備等の点検・報告をどのようにすれば、今より実効性が上がるのかという方策を考えるべきである。消防用設備等が設置及び維持管理されることにより、人命の安全及び財産が守られるということを考えて実効性を向上させるべき。複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化については、建物全体と専有部分で講ずべき安全対策に分けて記載してあるが、わかりにくい。実態を考えた時に、これを実施していくことは難しいのではないかと。また、最近では、小規模事業所等の火災が多く大規模事業所等の火災が少ない実態にあるが、なぜそのような結果が出ているのかを調査すべきである。

→ 消防用設備等の点検についての指摘については、13 ページ目の (ウ) の対応の考え方の第一段落に

において、消防計画の中で言及していくこととしている。複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化の共有部分、専有部分の具体的な仕切りの方法については、詳細を検討する。小規模事業所等及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直しについては、25ページ目にまとめているので後ほど説明する。

- 消防行政を通じて、消防機関の指導等に対して国でどのようにフォローアップをするかが重要であるため、防火対象物の実態を把握している東京消防庁、大阪市消防局の委員からの意見を求める。
- 東京消防庁管内の防火対象物の実態としては、避難階段等が物品等により塞がれている場合やそのような事案について市民から通報があった時は、消防機関が物品等を排除している。しかし、東京消防庁管内には32万棟の防火対象物があり、予防関係の職員は1000人程度しかいないため、すべての防火対象物に対して立入検査等を実施することは物理的に不可能である。消防法の基本は、自主防火管理であり、あくまでも消防機関ができることは防火管理者の手助けである。
- 建築物の出入口や避難階段等がその関係者により適切に維持管理されていれば、消防機関も立入検査時等の指導はもっとスムーズになるのか。  
⇒ 防火対象物の実態は様々であり、個々の防火対象物の実態に合わせて消防法で細かく規定できるかどうか疑問である。
- 疑問であるというのは、消防法に規定されていることが実際の防火対象物と違った時に、建築物の関係者から消防法に規定がないため消防機関の指導に従わないというような言い訳に使われる可能性があるという意味か。  
⇒ お見込みの通り。
- 7ページ目の建築物等における火災時の危険性等を確認することができるチェックシートについては、用途によっては火災等の危険度はそれぞれ違うため消防計画とリンクするようなものを望む。複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化については、フードコートのような用途は、構造の区画及び責任体制が複雑化しているので明確にすべきである。統括防火管理者と専有部分の防火管理者がそれぞれいるが、基本的には自主防火管理という概念の中に防火管理の資格があり、防火管理者がそれぞれ責任をもって防火安全対策を行うため、運用についてはよく検討すべきである。  
⇒ 火災時の危険性等を確認することができるチェックシートと消防計画との関係については、7ページ目に消防計画の見直しや施設の整備・改修に、経営層と防火管理者が一体となって取り組むPDCAサイクルの導入を図ることとしているため、チェックシートは消防計画の中に取り込めると考える。
- 防火対象物の関係者が提出した管理開始届出時の用途については、どうすれば守らせることができるのか、運用等についてよく考えるべきである。
- 消防用設備等については、壊れるのは当然であるが消防用設備等の点検票に、もう少しで壊れるというような表現の項目を設けることも検討すべきである。
- もう少しで壊れるという項目を入れることは、国民的には難しいのではないか。
- 全国の消防機関では、使用開始の届出を火災予防条例（例）に基づき建築物等を使用する7日前までに消防機関へ届出するよう義務付け、使用する前に立入検査を行い、安全性を確保している。管理開

始届出を法律で整理し、管理開始の直前に届出することになると、今まで担保された安全性が確保できない。複合ビルの防火管理体制については、個々の管理権原者が自主防火管理の観点で行うのが基本であり、その点について法制化するにはよく検討し、統括防火管理者に過度の責任を負わせることがないようにすべきである。

- 管理開始届出については、建築物に関する情報を消防機関が把握することが目的であるため、管理開始する日の1週間前に届出させることは難しい。すべての建築物等を管理開始する前に立入検査をすることは難しいと考えられるため、今後検討する。
- 建築物等を使用する7日前に消防機関へ使用開始届出がされても、届出のあったすべての建築物等を立入検査しているわけではない。突然、管理開始届出が提出されても、既に使用していて火災等が発生した時に消防機関が何も出来ないとなると、消防機関の責任が問われる。ある程度届出日数に余裕をもって管理開始届出をさせなければ、消防機関は責任を負えない。何も対応できないための条文は必要ない。
- 条例上、既に各本部で運用している使用開始届出を法律上の制度として取り込もうという側面があるので、趣旨、目的が従来の使用開始届出と必ずしも同じではないということを前提に最終的な詰めについては、これから検討する。現在の各市町村の火災予防条例で運用されている使用開始届出との関係も、今後十分に整理する必要があると考えているため、本日の議論も踏まえて精査、整理する。
- 万が一、防火対象物の管理開始後に事故が起こった場合、消防機関が消火・救助活動を行うため、建築物内部の状況が分からないというのは問題であり、そこで働く人の安全を守ることが、消防の使命である。ただ、届出が何日前までに必要かどうかについては、別の議論としても、東京の場合は1週間くらい前に届出されないと検査日の目処が立たないということである。建築物の使用に際して、消防機関が事前に建築物や消防用設備等の立入検査を実施しておかなければ消防機関は、責任がもてない。
- 消防用設備等のリコールの話については、直接人命に関係することであるため、消防用設備等に不備や事故があってから議論すべきことではない。消防用設備等は安全基準を満たした製品を世の中に出すべきであるという姿勢を貫いてきたのだが、事業仕分けによってそれが緩和されてしまう可能性がある。消防に関する製品については、リコールだけでは難しい問題があるため、事故が発生したら消防機関がいち早く製品火災の原因調査を行えるようにすべきである。そのためには、消防研究センターをもっと活用すべきである。リコールについては、消防行政になじみにくいので、どのようにそれを活かすかべきかについて検討すべきである。
- 今回の報告書の中において、大規模高層建築物の防災センター、非常用エレベーター、非常用進入口、消防アクセス等のレイアウトについては、積極的に関係省庁との連携を呼びかけることになっているが、インセンティブについても関係省庁に併せて働きかけ検討すべきである。
- 以前、消防庁が調査したことについて、厚生労働省がその調査内容を知らなかったという事実があるため、関係省庁の連携は必要である。建築基準法に関しては、消防と建築は十分連携していると思うが、何かあれば関係省庁が集まって議論できる関係や制度を構築すべきである。
- この検討会は、火災予防行政となっているが、防災については検討しないのか。防災センタ

一の位置等は、消防機関が災害発生時に防災センターを通じて様々な情報を得ながら活動を行う上で必要である。防災センターの位置等を建築基準法との関係で今後どう考えるのか。例えば、非常用エレベーターへ向かう通路に段差等があるとストレッチャーが使えないという事例があるため、それを防災面の検討事項と捉え、報告書の中に入れるべきではないか。

- 防災の観点も含めた上で検討し、報告書は防火・防災の両面の観点で要所を押さえている。予防行政のあり方に関する検討会では、平成18年度発足時の問題意識も含めて、防災、地震その他の災害全般に対する事業所等の安全確保を念頭に検討すべきこととしている。
- 省庁間の連携等が構築されていないと、実効性は向上しないという意見が多い。例えば、避難階段が段ボール等で塞がれていても消防機関による指導で改善されたが、すぐに元に戻るといった事例が共同住宅等で発生している。その場合は、関係省庁と連携し解決方法を模索することにより、建築物全体としての避難安全性を向上させることができる。厚生労働省関係の職員から、ビル内の通路幅に問題があり、車いすを使用する人の避難に時間がかかるという話を聞く。建築技術の考え方では、健常者の避難が完了した後、車いすを使用する人が避難を開始する実態がある。そのような話は、人間心理的には酷な話であるため、健常者と一緒に避難することについて検討すべきである。避難計画時と避難時それぞれにおいて、関係省庁で議論を積み上げ、その結果を報告書のような形で提示することにより関係省庁も協力するはずである。
  - 既に文化庁と連携して文化財建築物における防災設備に関する検討を行っているが、従来からの文化財の他に、今後は近代遺産の文化財指定が増える傾向にある。それは、消防法令の適用範囲であり様々な課題もあるため、今年度の「予防行政のあり方に関する検討会」の検討項目ではなかったが、是非報告書の今後の課題の1つとして、新しい文化財に対する防災のあり方についても入れるべきである。消費者庁や経済産業省製品安全課があるが、消防庁の出火防止対策とはどのように省庁間連携を行っているのか。
- 消費者庁や経済産業省との連携は、報告書10ページの図のように、消防機関が実施した製品火災の調査結果は、消防庁経由で情報共有し、消費者庁又は経済産業省からメーカー、輸入業者に対して指導、報告徴収を行っている。
- 消防庁に広い試みでやってほしいことは、製品安全に着目するだけではない。消防機関は火災発生時に一番早く駆けつけ、火災原因調査を実施し、防火安全対策のために役立つことを熟知しているため、消防研究センターは、消防機関から製品火災に関する協力を求められた時は、製品安全に関する所管以外に関しても調査し、意見すべきである。
  - 報告書11ページ目に課題として福祉施設、病院での情報公開や第三者評価が整備されているとあるが、評価者や評価機関が消防機関に対応することに問題があるということであれば、行政監査を適切に行うことが大事である。福祉施設の利用者は認知症や障がいのある人々であるため、火災等で多数の死者が発生する可能性がある。行政監査等で様々な指導等を行っているが、スプリンクラーを設置していない等といった法令を遵守していないケースもあるため、消防機関が指導したことについて確実にやっているかどうか評価していくことも考えるべきである。
  - 我々は医療機関で監査を受けているが、医療監査に比べると消防機関は優しい。医療機関は、保健所や各都道府県の監査が頻繁にあり、事細かな法令により徹底的に指摘される。医療は人

命に関わるため監査は必要であるが、消防機関も人命に関わる業務であるため強い権限を持って、例えば建物の使用停止命令を出せるくらい厳しく行うべきである。

- 超高層ビルについては、エレベーターを地震時や火災時に使用できるようにすれば弱者の救済にも役立つ。地震等の災害時に高層ビル等のエレベーターの1基だけでも非常電源で動くようにすることは、技術的にはそれほど難しくないはずであり、必要なことであるため機会があれば、検討会で取り上げてほしい。

→ これから検討すべき事項についての指摘であるため、できる限り対応する方向で、今後の作業チーム等で検討を進める。

(3) 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討について

資料3-5「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」関係資料について事務局から説明が行われた。

以上